

特集《知的財産権誌上研究発表会》

特許権侵害被疑製品又は侵害被疑方法の
特定が困難な場合の判定制度の利用

会員 寺岡 秀幸

要 約

特許権侵害訴訟では、特許権侵害被疑製品又は侵害被疑方法の特定が困難な場合がある。このような場合、特許権者は、とりあえず特許権侵害訴訟を提起して、文書提出命令、秘密保持命令等の活用により、その特定をし得る。しかし、特許権侵害被疑製品又は侵害被疑方法の特定が困難な場合には、相手方の行為態様が訴訟手続で初めて明らかになることが多く、非侵害となる可能性が通常よりも高いと言える。そのため、訴訟手続が全くの無駄になることが多いと考えられ、また金銭面を含めた両当事者の負担が大きい。そこでそのような場合に、事前に比較的簡易で充実した手続を採用する判定制度を利用し、特許権侵害被疑製品又は侵害被疑方法の特定のための審理ができるかについて検討した。

目次

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. はじめに <ul style="list-style-type: none"> (1) 本稿の目的 (2) 事例 (3) この事例の問題点等 (4) この事例は、現行法ではどのように扱われるか 2. 平成16年特許法改正後の出願人・特許権者の対応 3. 判定制度の概要 4. 判定制度の運用面における問題点 | <ul style="list-style-type: none"> 5. 判定制度の運用についての提案 <ul style="list-style-type: none"> (1) 判定請求書の記載要件の緩和 (2) 判定の審理方式 <ul style="list-style-type: none"> ① 問題点 ② このような問題が生じたときに考えられる当事者の対応 (3) 判定公報について 6. 判定制度が訴訟等に比べ優れている点 7. まとめ |
|--|---|

1. はじめに

(1) 本稿の目的

本稿は、特許権侵害被疑製品又は侵害被疑方法（以下、侵害被疑製品等と略記する。）の特定が困難な事件を、訴訟よりも簡易な手続を採用する判定制度（特許法第71条）を利用して、その特定をするための審理ができるかについて検討することを目的とする。

判定制度は、判定の対象が特許発明の技術的範囲に属するか否かについて、中立・公平的立場である特許庁の判断を安価かつ早期に仰ぐことができる制度である⁽¹⁾。判定の対象である侵害被疑製品等が、ある特許発明の技術的範囲に属するか否かは、紛争当事者間で最も大きな争点の一つである。そのため判定制度は、侵害被疑製品等の特定が困難な特許紛争の解決の糸口として理想的な制度と考えられる。

(2) 事例

以下の事例は、昭和52年に判決に至った事件である⁽²⁾。

Xは、その構造に特徴を有する、合成樹脂射出成型用の金型aについての特許権者である。Yは、成型品bを製造販売している。Xは、成型品bが金型aに係る特許発明の技術的範囲に属する金型を使用して製造されたものとして、Yに対し成型品bの差し止めおよび損害賠償を請求する特許権侵害訴訟を提起した。その際Xは、特許権侵害事実を立証するため、成型品bを成型している金型について、検証、鑑定を申立てをしていた。

裁判所は、XとYの争点について実質的な判断をしなかった。そして、Xの検証、鑑定を認めることは、成型品bが侵害品である可能性の調査をすることなくまず訴えを起し、Xが検証、鑑定を申出をし、Yがこれに応じない場合は、直ちに成型品bが侵害品である事実の擬制効果を楽しむ途を開き、ひいては模索的濫訴を許す結果を招きかねないという理由で、検証、鑑定を認めなかった。そして、証拠が不十分であるとして請求棄却判決を下した。

(3) この事例の問題点等

この事例には、以下の問題点がある。

成型品 b の成型金型が金型 a に係る特許発明の技術的範囲に属するものであったのか否かの特定は、成型品 b の製造現場への立ち入りをしなければ不可能である。ところが、製造業の企業が、企業秘密であることの多い製造現場を自主的に公開することは現実にはまずありえない。

裁判所は、X の申し立てた検証、鑑定を認める要件として、成型品 b の成型金型が金型 a に係る特許権を侵害している可能性について、これを合理的に予測し得るだけの疎明を要求している⁽²⁾。しかし、成型品 b の製造現場への立ち入りが現実には不可能であることから、その疎明は不可能だろう。結局、裁判所は原告 X に対して不可能なことを要求しているに等しい。

このように、侵害被疑製品等の特定が困難な場合には、裁判所は、実質的な判断をすることなく、原告である特許権者の訴えの提起を門前払いすることで、その特許発明を誰もが自由に実施できることとしてしまっている。すると、侵害被疑製品等の特定が困難な特許発明に係る特許権は、その効力が大きく制限され、その存在意義が失われるほどにまで発明の保護(特許法第 1 条)がされなくなる。

ここで、侵害被疑製品等の特定が困難な場合は、非公開で特許発明の実施がされる場合等である。たとえば上述の事例のように企業の工場内で使用される物の発明、他には、単純方法の発明、物を生産する方法の発明であって生産物にその製造の痕跡が残らない場合、いわゆるプロダクト・バイ・プロセスクレームで表現された発明等を実施する場合が一般的に挙げられる。また、分析技術が確立されていない分野の化学物質の発明を実施する場合も挙げることができる。

(4) この事例は、現行法ではどのように扱われるか

上述の事例は、平成 8 年に改正される前の、いわゆる旧民事訴訟法の下での判決である。現行の民事訴訟法は、旧民事訴訟法に比べて検証、鑑定等の証拠調べ手続が充実した。

さらに特許法は、平成 11 年改正で民事訴訟法の特例として、特許権侵害行為について立証するための書類の提出(特許法第 105 条 1 項)の規定が設けられ、この規程は、検証の目的の提示について準用された(同 4 項)。そのため、民事訴訟法で文書提出命令が免

除される場合でも、「正当な理由」(同 1 項)が無ければ検証が認められ得ることとなった。なお、この改正は、現行の民事訴訟法でその役割が担保されているため、特許法第 105 条 1 項の改正は不要だった旨の説がある⁽³⁾。この説からすると、現行の民事訴訟法の証拠調べ手続は、特許権侵害事件に関しては、平成 11 年改正の特許法の特例と同様のレベルの充実度と考えられる。また、特許発明の技術的範囲についての鑑定の嘱託についての規定も設けられた(特許法第 71 条の 2)。

しかし、平成 11 年改正当時は、書類の提出(特許法第 105 条 1 項)については、競業企業における製造機器等の構造や企業秘密に属する製造方法等についての情報を得る目的で、探索的に利用されるおそれがあることから、訴訟実務上は、裁判所によって厳格な運用がされ⁽⁴⁾、上述の事例のような場合には文書提出命令がなされず、検証が認められない可能性が高かった。そのため平成 11 年改正当時の裁判所は、上述の事例の場合に、鑑定の嘱託も同様にしなかったものと思われる。

その後、平成 16 年改正により、秘密保持命令の規定(特許法 105 条の 4 第 1 項)等が設けられた。秘密保持命令の制度は、営業秘密を訴訟手続に顕出することを容易にし、営業秘密の保護及び侵害行為の立証の容易化を図り、併せて審理の充実を図るものである⁽⁵⁾。また、平成 16 年改正が秘密保持命令による保護の下で当事者に主張立証を尽くさせる趣旨であるため、文書提出命令の対象とされている文書に記載された構造ないし方法が原告特許発明の技術的範囲に属するものかどうかが一見して明らかでない場合にも、書類の提出命令(特許法第 105 条 1 項)がなされ得ることとなる⁽⁶⁾。そのため、上述の事例のような場合に、特許法第 105 条 4 項により、検証が認められ得ることとなった。それに伴い、裁判所は、上述の事例の場合に鑑定の嘱託をすることになり得るとと思われる。

なお、『特許侵害訴訟の現状と対策』では⁽⁷⁾、「『同じものができているから、方法の発明の特許の侵害のようだから』と言って、裁判所に対して、いきなり『検証してくれ。』とか、『文書提出命令を出してくれ。』と言っても、裁判所も、相手方の立場もあるので、相手方が違う方法だったら営業秘密を侵害することになるので、そういう申立てがすんなり認めてもらえることにはなりません。」との記載がある。この記載は、秘密保持命令について言及していないため、「すんなり」認

められないと記載しているのである。一方、『知的財産権訴訟における秘密保持命令の運用について』では⁽⁶⁾、秘密保持命令を踏まえて書類の提出（特許法第105条1項）の適用場面が従来より拡大することが記載されており、この記載によれば、上述の事例のような場合に検証が認められる公算が高い。

2. 平成16年特許法改正後の出願人・特許権者の対応

このように、侵害被疑製品等の特定が困難な場合にも、訴訟で特許権侵害を争うことが可能になったにも関わらず、多くの企業では、そのような発明をノウハウとして秘匿化し、特許出願をしていない⁽⁸⁾。その理由は、①そのような技術をオープンにすることは自社の技術優位性を失わせることになる、②そのような発明である加工条件の最適化は大変であるにもかかわらず、その条件が外に漏れてしまうと、その加工の模倣は容易である場合も少なくない、等である⁽⁸⁾。概ね共通する理由は、侵害の立証が困難な発明は他社の侵害を発見して立証することが困難であり、出願する価値が小さいと考えられているためである。なお、企業の中には、他者が同じようなものを容易に思いつくようなものなら、特許出願をしているところもある⁽⁸⁾。

なお、『先使用権制度ガイドライン（事例集）』⁽⁸⁾は、平成18年6月に発行されており、秘密保持命令等の施行の後の資料である。

また、平成21年の時点で、特許権侵害訴訟において秘密保持命令が利用された件数はわずか2、3件程度である⁽⁹⁾。そのように少ない理由として、秘密保持命令が原告に対して秘密を保持する義務を課すものであり、それに違反した場合には刑事罰の適用がある（特許法第200条の2）等から、使いにくい点が挙げられている⁽⁹⁾。他の使いにくさは、たとえば、秘密保持命令を受けた原告企業の従業員または代理人は、敗訴した場合にその理由を原告企業の経営者等にも説明することができない等である⁽⁹⁾。このような秘密保持命令の使いにくさが、侵害被疑製品等の特定が困難な場合に侵害の立証が困難であると出願人・特許権者に感じさせている面があると思われる。

なお、被告の製造現場での行為等が、法上の営業秘密（不正競争防止法第2条6項）ではない場合、秘密保持命令の要件（特許法第105条の4第1項）を満たさない場合等には、そのような義務は課されない。し

かし、その義務が課せられるか否かは、実際にインカメラ手続等（特許法第105条2項、3項）がなされるか、または秘密保持命令を申し立ててみないとわからない場合があるため、それを特許権者が安易に試すことはしないと思われる。

3. 判定制度の概要

判定制度は、特許発明（物の発明であるか方法の発明であるかを問わない）の技術的範囲に侵害被疑製品等が属するか否かの判断を特許庁長官に求める手続である。判定は、特許庁による意見の表明であり、鑑定的性質を有するにとどまるため、その結論には法的な拘束力がないとされている⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。しかし判定の結論は、「単なる私的な鑑定に過ぎないものとみるのは相当ではなく、公正な手続のもとにおける専門家の公的技術的判断というべきであり、一応権威のある判断の一つであるとみななければならない」⁽¹¹⁾、とも解されているが、法的な拘束力がないことに変わりはない。これらのことは、平成11年の判定制度についての法改正によっても変わっていない。

また、判定の審理手続には、罰則が設けられているため（特許法第199条、202条、203条、204条）、公正な審理手続が求められている点で特許権侵害訴訟と同様である。

4. 判定制度の運用面における問題点

特許庁は、判定制度の運用について種々の資料を公開している⁽¹⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾等。

審判便覧⁽¹²⁾では、判定の請求書には、請求の趣旨及びその理由を記載することとされている。請求の趣旨は、対象となる「イ号」が、「自己の特許発明の技術的範囲に属する旨の判定を求める」と記載するのが通常である。

しかし、請求の理由の記載方法については、審判便覧に記載が殆ど無い。ただ、判定の請求人の要件が記載されているだけである⁽¹²⁾。

そこで、審判制度に関するQ&A⁽¹³⁾を参照すると、「判定請求にあたっては、『請求の理由』としてイ号の説明が求められます。特許庁が判断材料を集めることはしませんので、『請求の理由』でイ号が十分に特定されていない場合には審理を行うことはできず、決定により請求が却下されます。判定請求書は可能な限り詳しく記載してください。」との記載がある。そして、

『特許庁の判定制度について』⁽¹⁴⁾には、請求の理由の記載方法についてより詳細な説明がなされている。

判定の手續には、職権探知の規定（特許法第153条）が準用されているにもかかわらず（特許法第71条3項）、特許庁が判断材料を集めないとしているのは、審理の充実よりも迅速性を優先しているからなのではないだろうか（運用で、判定を標準6ヶ月最短3ヶ月で示すとしている⁽¹⁵⁾）。しかしながら、個々の特許紛争の中には、審理が迅速であることよりも充実さを優先させるべき事件があるはずである。現行の運用のように、イ号が十分に特定されていない場合に一律的に請求を却下する運用は問題であり、大いに疑問を感じる。

このように、現在の判定制度の運用では、上述の事例において、特許権者Xが判定請求しても、「イ号」である成型品bの成型金型が十分に特定できないため、却下されてしまう。

5. 判定制度の運用についての提案

（1）判定請求書の記載要件の緩和

まず、判定の請求書の「請求の理由」の記載は、抽象的な記載、たとえば「・・・の工程を経ている可能性が高い。」のような記載、またたとえば、請求人の特許発明のクレームの文言の引き写しによって侵害被疑製品等を特定することを許容すべきである。

このような抽象的な記載は、特許無効審判では許容されていないが（特許法第131条2項）、判定制度では、この規定を準用していないため（特許法第71条3項）、規定上の問題はない。

また、上述の事例における「イ号」に相当するのは、市場を流通する成型品bではなく、製造現場のみで使用される成型品bの成型金型である。判定制度に、無駄な特許紛争を防止する役割を担わせるためには⁽¹⁾、このような市場に流通せずに工場内だけで使用される物等を「イ号」とすることも必要である（現在の運用『特許庁の判定制度について』⁽¹⁴⁾の記載からは、工場内だけで使用される物等を「イ号」とすることを想定していないように思われる）。間接侵害（特許法101条）のように特許発明の技術的範囲以外の要素をも考慮する特許紛争については、規定上判定請求の対象となり得ないが、上述の事例についての判定請求は、金型aに係る特許発明の技術的範囲について判定を求める（特許法71条1項）こととなるから判定請求の対象とすることは可能な筈である。

そして、判定制度は、無駄な特許紛争を防止する役割を担うのであるから⁽¹⁾、審理可能な範囲は、裁判所が審理する範囲と極力合致させるべきである。上述のように、侵害被疑製品等の特定が困難な事件について、裁判所が審理の対象とし得ることになったのである。よって、判定制度もそれに合わせるためには、このような判定請求書の記載要件の緩和が必要となる。

（2）判定の審理方式

そして、判定の審理は、侵害被疑製品等の特定の際に証拠調べ（特許法71条3項で準用する特許法150条1項）を積極的に活用すべきである。証拠調べを活用する理由は、そのことによって罰則（特許法第199条、202条、203条、204条）の適用場面の下で、被請求人に誠実な陳述等をさせるためである。

なお、現在の運用では、判定請求書に「証拠方法」の表示をし、証拠の表示・立証の趣旨・証拠の説明などを記載し、例えば、証拠方法（証人、文書等）、証拠調べの都合のよい日、証拠の援用、証拠保全事件の表示を記載できる⁽¹⁶⁾。

しかし、仮に侵害被疑製品等の特定の際に証拠調べの手續が活用されたとしても、以下の問題点がある。

① 問題点

侵害被疑製品等の特定が困難な技術的事項は、被請求人の企業秘密であることが多いと思われる。そのため、被請求人は、証拠調べにおいて、企業秘密であることを営業秘密（不正競争防止法第2条6項）と主張する等し、それを保護することが「正当理由」だとし、陳述等を拒むことが想定される。このような場合は、過料（特許法第203条、204条）の対象とはならない。この点については、上述のインカメラ手續等（特許法第105条2項、3項）、秘密保持命令（特許法第105条の4）等の手續が、判定の手續にはないため、判定の手續のみでは十分な審理ができない問題がある。

② このような問題が生じたときに考えられる当事者の対応

しかし、このような問題が生じて、請求人は判定請求を諦め、インカメラ手續（特許法第105条2項）、秘密保持命令（特許法第105条の4）等の手續が充実している特許権侵害訴訟の提起に切り替えることができる（ただし、上述の秘密保持命令の使いにくさは覚悟しなければならないが）。

そのことを考慮すると、たとえば被請求人が、請求

に係る特許発明の技術的範囲に侵害被疑製品等が属することを知っている場合には、判定の決定を待たずに請求人との和解を求める場合が多いと思われる。その理由は、かかる被請求人が、判定又は判決において自己に不利な判断がされ得ることを考慮して、判定手続での陳述および特許権侵害訴訟の場で敢えて争うことを避けたがるとされるためである。

(3) 判定公報について

現在、判定公報が発行されている⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。しかし、判定公報の発行は、運用上行われているに過ぎず、法律上の根拠がない⁽¹⁸⁾。

法的拘束力のないものに過ぎない判定の結論は、第三者に与える影響は少なく、当事者が知っていれば十分であり、公示しないことで困る者は少ないと思われる。よって、判定公報の発行をやめても問題はないと思われる。

なお、現在の判定制度は、主に中小企業や個人によって利用されているに過ぎず⁽¹⁹⁾、その請求件数は、平成11年法改正後の制度となった2000年から2009年で、年間23件から78件(特許に限る)⁽²⁰⁾と、非常に少ない。

仮に大企業が判定制度を利用しない理由の一つが、判定公報が発行されて判定請求の事実が公示されることなのであれば、判定制度の積極的な利用促進の観点から、判定公報の発行はやめるべきである。

6. 判定制度が訴訟等に比べ優れている点

以上の説明は、判定制度に限ったものであるため、以下、判定制度以外の手続と比較した場合の、判定制度の優位性について述べる。

特許紛争は、当事者間の交渉で解決する場合もある。しかし、特許権侵害警告を受けた者の対応が不誠実な場合等は、第三者機関等の協力を得る必要がある場合がある。その第三者機関等として、権利範囲の属否について判断するものには、(イ)特許庁の判定、(ロ)侵害訴訟、(ハ)日本知的財産仲裁センター(民間型ADR(裁判外紛争解決手続)機関)のセンター判定(単独判定、双方判定)、(ニ)弁護士・弁理士の鑑定がある⁽²¹⁾。

(ロ)侵害訴訟の提起は、費用面、手続面の負担が大きく、かつ上述のように秘密保持命令を利用すれば原告側に義務が課せられる。そのため、特許権者は、訴

訟の提起を躊躇することが多いのではないだろうか。また、侵害被疑製品等の特定が困難な場合には、相手方の行為態様が訴訟手続で初めて明らかになることが多く、非侵害となる可能性が通常よりも高いと言えることから、訴訟手続が全くの無駄になることが多いと考えられる。そのため、侵害被疑製品等の特定が困難な場合の侵害訴訟の提起は、特許権者に相当な覚悟がなければできないと考えられる。

その点、(イ)特許庁の判定は、費用面、手続面の負担が訴訟に比べて小さい。その上、上述の提案が採用された場合には、侵害被疑製品等の特定が困難な場合にその特定のための審理が可能である。そして、判定の結論には法的な拘束力がないため、当事者の一方にとって不利な決定がなされても、その当事者の心理的な負担は小さいと考えられる。

(ハ)民間型ADR機関の判定は、たとえば虚偽の証言等をした場合に、そのペナルティーがなく、その証言等に基づいて判定がなされてしまう。その点、(イ)特許庁の判定は、虚偽の陳述等に対しては罰則(特許法第199条、202条、203条、204条)の適用がある点で、その威嚇の下で審理が充実する。特に、侵害被疑製品等の特定が困難な場合には、企業秘密について虚偽の証言・陳述がなされ易いと考えられることから、この罰則の有無は重要である。

(ニ)弁護士・弁理士の鑑定は、証拠調べ等の手続が担保されていないことから、(イ)特許庁の判定のように公正な判断を仰ぐことが困難なこともあると考えられる。

7. まとめ

上述の提案が実現するのであれば、判定の審理において、侵害被疑製品等の特定の際に証拠調べを積極的に活用することによって、侵害被疑製品等の特定が困難な事件について、その特定のための審理をすることが可能である。

その審理の経過または結果によっては、特許権侵害訴訟の提起等に至ることもある。しかし、その前段階に訴訟よりも簡易且つ充実した審理が可能な手続を整備しておくことは、訴訟提起前に当事者間に和解の機会を与えることともなり、紛争当事者にとって便利である。ここでは、訴訟提起前に公正に審理をする場を設けることが重要なのであり、法的な拘束力のない決定を得ることはそれほど重要でない。

また、侵害被疑製品等の特定が困難な事件において、比較的簡易な手続でその特定がある程度可能となれば、従来ノウハウとして特許出願しなかった発明の出願のインセンティブを図ることができ、発明の公開による利用（特許法1条）という特許制度の本来的な目的達成に資することができると考えられる。もちろん、全てのノウハウが特許出願されるわけでないが、多少は侵害の立証が可能な範囲を現状よりも広く考えて、特許出願すべきか否かを決定するようになるのではないだろうか。

(参考文献)

- (1)『特許庁の判定制度について』(2004年) pp.2-3 特許庁ウェブサイト(2012年1月6日参照)
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/pdf/hantei2/hantei.pdf>
- (2)大阪地判昭和52(ワ)3934
- (3)三木浩一、「特許権侵害訴訟における当事者の情報収集手段の拡充」, ジュリスト 1162号, pp.58-59 (1999)
- (4)三村量一,『新・裁判実務大系4』, pp.99 (2001) 青林書院, および東京地方裁判所知的財産訴訟検討委員会「知的財産権訴訟の運営に関する提言」, 判例タイムズ1042号, pp.9 (2000)
- (5)近藤昌昭, 斎藤友嘉『知的財産関係二法／労働審判法』 pp.39 (2004) 商事法務
- (6)三村量一, 山田知司「知的財産権訴訟における秘密保持命令の運用について」, 判例タイムズ1170号, pp.14 (2005)
- (7)三村量一, 平成21年度 弁理士の日 記念講演会(報告)基調講演「特許侵害訴訟の現状と対策」, パテント Vol.62, No.12, 2009.11, pp.105
- (8)先使用権制度ガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて－戦略的なノウハウ管理のために－(第四刷) pp.68-83 (2006) 特許庁ウェブサイト(2012年1月6日参照)
- http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/pdf/senshiyouken/guideline.pdf
- (9)前掲(7)110頁
- (10)中山信弘『工業所有権法 上 特許法 第二版』 pp.271-273 (1998) 弘文堂
- (11)最高裁43年4月18日
- (12)『審判便覧 58-01 判定の手続』(改訂H14.10) 特許庁ウェブサイト(2012年1月6日参照) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/sinpan_binran/58-01.pdf
- (13)『審判制度に関するQ&A 6. 判定』(2010) 特許庁ウェブサイト(2012年1月6日参照)
http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/pdf/sinpan_q/06.pdf
- (14)前掲(1)24-27頁
- (15)産業構造審議会知的財産政策部会紛争処理小委員会 第5回 配布資料2「判定制度のあり方」p.4等 (2002) 特許庁ウェブサイト(2012年1月6日参照)
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/fun-sou_syori5/tizai_fun5_p_siryou2.pdf
- (16)前掲(1)22-23頁
- (17)前掲(1)44-46頁
- (18)公報発行案内 (2010) pp.9 特許庁ウェブサイト(2012年1月6日参照)
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kouhou/kouhou2/pdf/kouhou_hakkou_annai/kouhou_annai.pdf
- (19)松中雅彦『産業財産権制度改正に係る調査研究』知的財産研究所発行 知財研紀要(2003)
- (20)産業財産権制度125周年記念誌～産業財産権制度この15年の歩み～第5章 審査・審判の取組 pp.271 (2010) 特許庁ウェブサイト(2012年1月6日参照)
http://www.jpo.go.jp/seido/rekishi/pdf/kinenshi/05_00.pdf
- (21)産業構造審議会 知的財産政策部会 第23回特許制度小委員会 配付資料 資料1「特許制度の在り方について」 pp.61 (2006) 特許庁ウェブサイト(2012年1月8日参照)
http://www.jpo.go.jp/iken/pdf/iken_tokkyo_kekka/shiryou02.pdf

(原稿受領 2012. 1. 10)